

# 我が国会計基準の国際会計基準への調和について

南 光 雄

## 1. はじめに

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee, 以下, IASC) は、世界の企業の経済活動のグローバル化の急速かつ広範な進展のもとで、会計基準の世界的な統一化のための精力的な活動を展開している。証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions, 以下, IOSCO) の要請にもとづく、国際会計基準 (International Accounting Standards, 以下, IAS) の主要な一連の項目—Core Standards の完成に向けての活動が強力に進められてきた。また、IASC は会計基準設定機能の強化と、加盟各国への IAS の受け入れと国内基準との調和を一層促進させるため、その組織改革に取り組んでいる。

我が国においては、このような動向に対応するため、会計ビッグ・バンといわれるように、我が国会計基準のグローバル・スタンダードとの調和化のための活動が精力的に展開されている。このような活動において、とくに IAS との調和が重視されてきたことはいままでもない。また、IASC の組織改革も念頭において、我が国の会計基準設定主体のあり方についても根本的に見直す必要があるとの認識のもとに、機構改革が真剣に検討されている。

このような状況において、IASC の IAS の世界統一基準化に向けた動向を探り、また、その組織改革がどのようになるのかを概観し、それらが我が国の会計基準の国際会計基準への調和との関連でどのようになるか、ならびに我が国会計基準設定主体の在り方について考えてみたいと思う。

## 2. IASC の状況

### (1) IASC の目的と会員の責務

IASC の目的はその定款において、次のように明示されている。

- (a) 公共の利益のために、世界の資本市場への参加者やその他の情報利用者の経済的意思決定に役立つような、財務諸表やその他の財務報告において、高品質で透明性があり、また比較可能性のある情報を必要とする、高品質でわかりやすく強制力のあるグローバルな会計基準を、単一のセットとして発展させること
- (b) これらの基準の使用と、厳格な適用を促進すること

(c) 国内基準と IAS とを高度に整合させること<sup>(1)</sup>

IASC の会員は、IASC の目的を支持するため、次のような責務を負っている。

IASC 理事会で公表を承認された IAS をそれぞれの国で公表し、最善の努力によって、IASC の活動を支持すること

- (i) 公表財務諸表が、すべての重要な事項において、IAS に準拠するようにし、その遵守の事実を開示すること
- (ii) 公表財務諸表が、すべての重要な事項において、IAS に準拠するよう政府や会計基準設定主体を説得すること
- (iii) 公表財務諸表が、すべての重要な事項において、IAS に準拠し、かつその事実を開示

表 IAS コア・スタンダードの一覧表

IAS 番号	表 題	設定年月	IAS 番号	表 題	設定年月
IAS 1	財務諸表の表示	1997. 8	IAS 23	借入費用	1993.12
IAS 2	棚卸資産	1993.12	IAS 24	特別利害関係の開示	1984. 7
IAS 4	減価償却の会計	1976.10	IAS 27	連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理	1989. 4
IAS 7	キャッシュ・フロー計算書	1992.12	IAS 28	関連会社に対する投資の会計処理	1989. 4
IAS 8	期間純損益、重大な誤謬及び会計方針の変更	1993.12	IAS 29	超インフレ経済下の財務報告	1989. 7
IAS 10	後発事象	1999. 3	IAS 31	ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告	1990.20
IAS 11	工事契約	1993.12	IAS 32	金融商品 — 開示及び表示 —	1995. 6
IAS 12	法人所得税	1996.10	IAS 33	一株当たり利益	1997. 2
IAS 14	セグメント別報告	1996.10	IAS 34	中間財務報告	1998. 2
IAS 16	有形固定資産	1997. 8	IAS 35	廃止事業	1998. 6
IAS 17	リース	1993.12	IAS 36	資産の減損	1998. 6
IAS 18	収 益	1997.12	IAS 37	引当金、偶発債務及び偶発資産	1998. 9
IAS 19	従業員給付	1998. 2	IAS 38	無形資産	1998. 9
IAS 20	国庫補助金の会計及び政府援助の開示	1993. 4	IAS 39	金融商品 — 認識及び測定 —	1998.12
IAS 21	外国為替レート変動の影響	1993.12	IAS 40	投資不動産	2000. 3
IAS 22	企業結合	1998. 8			

するよう証券市場規制機関や産業界を説得すること

(iv) 財務諸表が、すべての重要な事項において、IASに準拠していることを監査人に確かめさせること

(v) IASの国際的な承認と遵守を促進すること<sup>(2)</sup>

## (2) コア・スタンダードについて

海外の資本市場において、クロス・ボーダーの資金調達や上場に際して、IASに準拠して作成された財務諸表が使用されるようにするためには、IOSCOのサポートが不可欠である。1995年に、IASCはIOSCOとの協議の結果、IOSCOが示した、会計基準として最低限保持すべき一連の項目—Core Standards—をIASCが完成させた段階で、IOSCOはグローバルな資本市場でクロス・ボーダーの資金調達や上場に際して、IASの利用の承認を検討することが合意された。

IASCでは、コア・スタンダードの完成に向けて精力的な活動が続けられ、1998年12月に金融商品の会計基準を暫定的に設定し、さらに2000年3月に、残されていた最後の会計基準である投資不動産がIASCで承認された。

IASCにおける、このようなコア・スタンダードの完成に向けての動向に対応し、IOSCOは、2000年5月に、IASに関する審議を行い、一定の条件を付して、IAS 2000—core standardsの使用を認めるよう、IOSCOメンバーに対して勧告する旨の決議がなされた。<sup>(3)</sup>

## (3) IASCの組織改革について

IASCは、現在、大幅な組織改革に取り組んでおり、2001年初めには新組織が組成されると予定されている。組織改革の目指すところは、IASC理事会の会計基準設定機能の強化であり、設定された会計基準の世界各国への浸透力を強め、世界的に統一されたワン・セットの会計基準を形成しようとするものようである。

提案されている改革案によれば、会計基準設定権限のある理事会は14名の理事で構成され、うち12名はフル・タイム、2名はハーフ・タイムである。また、フル・タイムの理事の7名は主要国の会計基準設定機関のリエイゾン（連絡調整役）である。そして、それぞれの国の会計基準設定機関との連絡調整に当たるとともに、強い説得力をもつことが期待されている。この改革によって、従来、理事は出身国の会計士団体の代表であったが、そのような関係は遮断されることになろう。

理事会の上部機関として評議委員会がおかれ、評議委員会は理事等の人事権や資金等IASCの運営責任を担うこととなっている。

想定されている新組織のストラクチャーは、次のとおりである。

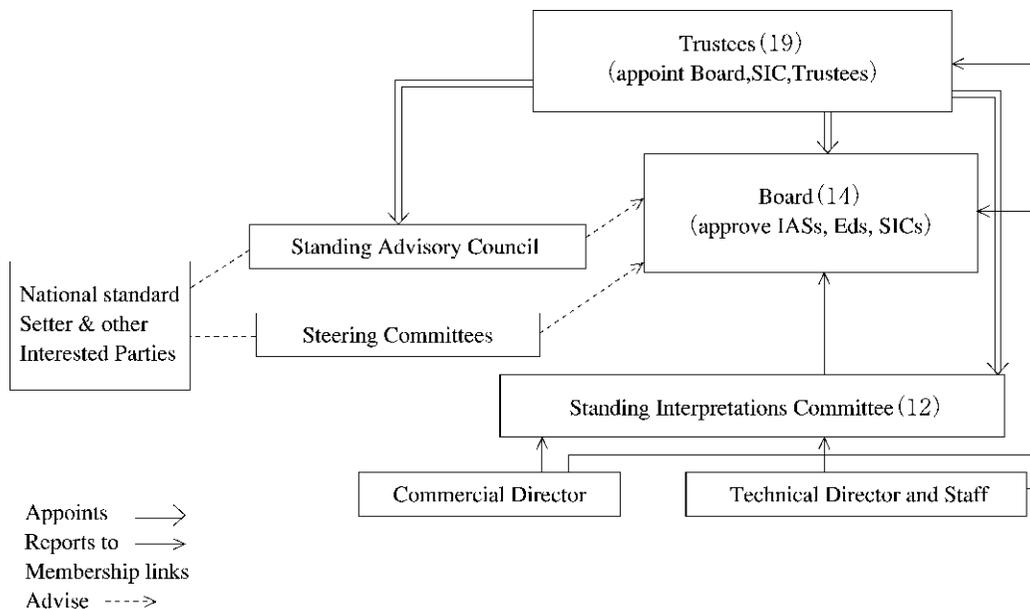


図1 新組織のストラクチャー<sup>(4)</sup>

### 3. 我が国の状況

#### (1) 我が国の会計基準の国際会計基準への調和

近年、企業活動の多様化、ボーダーレス化の進展は顕著である。我が国企業が海外の資本市場において資金調達や上場し、また、海外の企業が我が国の資本市場で資金調達や上場することを円滑にするため、財務諸表の作成基準のグローバルな統一化の必要性が要請されているところである。国際会計基準が世界の各国で受け入れられ、クロス・ボーダーの資金調達や上場に際して、世界的に統一された会計基準として機能することが期待されている。IASと各国の国内基準との調和化が推進され、IASが世界におけるデ・ファクト・スタンダードとなることが究極の目標とされる。

この数年における、我が国の会計基準のIASへの調和化の動きは、大蔵省企業会計審議会を中心として展開されており、同審議会が設定し公表した会計基準等は、次のとおりである。

- ・1993年6月 リース取引に係る会計基準
- ・1997年6月 連結財務諸表制度見直しに関する意見書
- ・1998年3月 連結キャッシュ・フロー計算書の作成基準
- ・1998年3月 研究開発費等に係る会計基準
- ・1998年6月 退職給付に係る会計基準
- ・1998年10月 税効果会計に係る会計基準
- ・1999年1月 金融商品に係る会計基準

・1999年10月 外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書

このほか、固定資産の会計処理については、現時点では審議中である。

我が国の会計基準は、以上のような制定・改定を通じて、主要な事項については、国際会計基準との調和が着実に推進されているといえよう。

## (2) 我が国における会計基準設定主体の組織改革について

我が国においては、長期にわたって大蔵省企業会計審議会が会計基準設定主体として、会計基準設定の主要な機能を果たしてきたところである。

IASCにおける組織改革の方向が定められたことをうけて、我が国の会計基準設定主体のあり方について、抜本的な検討の必要性が主張されている。

日本公認会計士協会は、平成12年3月に「我が国の会計基準設定主体のあり方について（骨子）」をとりまとめ公表した。また、大蔵省に「企業会計基準設定主体のあり方に関する懇談会」（金融企画局長の私的懇談会）が設置され、同懇談会は平成12年6月に「企業会計基準設定主体のあり方について（論点整理）」を公表した。

## (3) 「我が国の会計基準設定主体のあり方について（骨子）」の概要

### イ. パブリック・セクターからプライベート・セクターへ

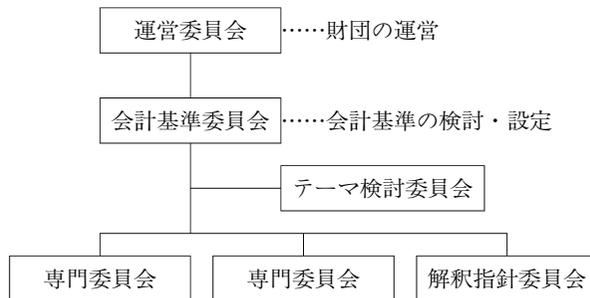
企業会計審議会は行政当局の諮問機関—パブリック・セクター—であり、独立性、機動性、柔軟性等に一定の限界がある。このような限界を克服し、効率的かつ強力な会計基準設定機能を果たすため、プライベート・セクターに組織改革を必要とする。

### ロ. 会計基準設定主体が具備すべき機能

- ・独立性—金融行政，経済圧力からの独立性
- ・透明性—委員の選任，テーマの選定等の透明性
- ・即時性—専任の事務局の設置，専門家を常駐（有給），会計基準の国際的調和に迅速に対応

### ハ. 検討課題

- ・民間団体への会計基準設定権限付与（規範性の付与）の方法について
- ・我が国の基準とIASとの整合性について
- ・会計基準設定主体の組織の組成，資金拠出者等の利害関係者からの独立性について
- ・資金調達について 民間ベースでの資金調達の方法，国からの補助金の可能性



- (注1) 常勤者の役割
- ・会計基準委員会における審議
  - ・テーマの下調べ・検討
  - ・新しい会計事象・実務の調査
  - ・各国の会計基準設定主体（IASCを含む）との交流委員会・専門委員会の運営等
- (注2) 人数
- ・常勤 委員，専門スタッフとして20～30名
  - ・非常勤 若干名（各界から会計についての理解の深い人）

図2 会計基準設定主体（財団法人）のイメージ

#### (4) 「企業会計基準設定主体のあり方について（論点整理）」の概要

##### イ. 基本的考え方

- ・ IASC の全面的な組織改革が進行中であり，改組後は IAS の改定が強力に進められると見込まれ，国際的な場における基準の開発に貢献しつつ，議論をリードできる発信能力を国内に備える観点から，基準設定機能の強化が求められている。
- ・ 現在，我が国の会計基準は，企業会計審議会においてここ数年精力的に改定がなされ，諸外国に比べて遜色ないものになってきているが，経済取引・企業活動の高度化，複雑化，国際化等の急速な変化に的確に対応しつつ着実な基準整備を行っていくため，官民が適切な役割分担の下で，人材・資源を結集しその機能を強化していくことが強く求められている。このような観点から，民間分野における実務的な専門知識や資源を常時・最大限結集できる枠組みの構築が必要となっているところであり，現行システムの問題点等を検証しつつ，積極的に民間主体の新しい枠組みを検討していくべきである。

##### ロ. 具体的な論点

民間設定主体が真に会計基準設定主体として機能するための要件

- ・ 独立性—投資家保護の観点から行政を含む各方面からの独立性，資金拠出者からの独立性，委員等の出身母体等からの独立性
- ・ 人事の公正・透明性，バランスの確保
- ・ 会計基準設定プロセスの透明性
- ・ 専門性・多様性—各界から第一級の人材を結集
- ・ 常設・常勤性，即時性，能動性，国際性

#### ハ. 民間基準設定機関に求められる組織・体制等に関する論点

- ・米国の設定主体の体制等を参考にしつつ、質の高い基準を生み出すことのできる充実した組織・体制を確保する。
- ・資金調達、人事、運営全般等に責任を持つ組織と、基準設定について責任を持つ組織とを分離する。
- ・組織の運営に責任を持つ組織—資金調達、人事、運営全般等に責任を持つ組織として運営委員会（仮称）を設置する。
- ・基準の作成に責任を持つ組織—会計基準設定委員会（仮称）を設置、議長及びテーマ毎の部会長は常勤者とする。
- ・テーマ毎に専門部会を設置し、常勤の委員及び専門スタッフと非常勤の委員で構成する。
- ・テーマ選定に責任を持つ組織として、諮問委員会を設置する。

#### 組織の人員・体制のイメージ

運営委員会（仮称）	：常勤者で15名程度
会計基準設定委員会（仮称）	
委員	：常勤者5名程度，全体で10～15名程度
専門スタッフ	：基本的に常勤者で20名程度
テーマ検討諮問委員会（仮称）	：非常勤で15名程度

#### ニ. 資金調達に関する論点

- ・新組織・体制を維持するための必要資金は7億円程度と試算される。
- ・資金調達方法については、資金拠出者からの独立性を確保する観点から幅広く資金を集める必要がある。
- ・会計基準のもたらす便益を考慮した応益原則を基本とし、資金拠出力に基づく応能原則も加味して、財務諸表作成者、監査人、財務諸表利用者等から広く資金調達をする。
- ・会計基準は証券市場の重要なインフラであり、会計基準の公益性を勘案し、民間での資金調達を円滑に行う観点から、国費負担の可能性を検討する。

#### ホ. 官民の役割分担の論点

- ・国は投資家保護等の観点から適切に役割を果たす必要がある。
- ・米国の例などを見ても、会計基準設定についての最終的な権限を行政当局が有しており、我が国でも、行政当局自らが会計基準を設定する権限を留保しつつ、民間機関により作成された会計基準を承認することや、必要に応じ会計基準作成の要請を行うことが必要である。
- ・行政からの関与は合理的かつ透明性を有することが必要である。

- ・基準設定主体の独立性を保ちつつ、基準設定主体と行政当局とは緊密な関係を構築する必要がある。

#### 4. おわりに

国際会計基準がグローバルな統一基準として各国から承認され、クロス・ボーダーの資金調達や上場の際して、IAS に準拠した財務諸表が普遍的に使用されるような環境が順次整備されつつある。我が国の会計基準のグローバル・スタンダードとの調和も着実に進められている。

会計基準は資本主義経済の健全な市場のための重要なインフラである。企業の経済活動の多様化、高度化、複雑化、国際化の進展はこれからも絶え間なく続くであろう。経済状況の変化がもたらす新しい事象は、会計に対してそれらへの適切なる対応を常に求める。

会計は、経済社会からの要請に適時・適切に対処するため、不断の自助努力が不可欠である。本稿では、IASC の動向を検討し、会計基準の国際的調和という視点から、我が国における最近の状況を考察した。

我が国の会計基準が経済社会に対して有用性を保持するために、これから進められようとしている方向は適切なものとの認識が得られた。

#### (注)

- (1) IASC Constitution (定款) 第2項
- (2) 国際会計基準に関する趣意書 第4項
- (3) JICPA ジャーナル No. 541 2000年8月号「IOSCO による IAS に関する決議について」剣持敏幸氏 稿
- (4) Restructured IASC Overview IASC のホーム・ページより